

稲敷市条例第152号

稲敷市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 稲敷市の総合計画について調査審議するため、稲敷市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(掌握事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画について調査審議し、その結果について、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する委員25人以内で組織する。

- (1) 市議会の議員 8名以内
- (2) 学識経験者 3名以内
- (3) 各種団体等 8名以内
- (4) 一般市民 6名以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第3号のうちより委嘱された委員にあっては、その職を去ったときは委員の職を失うものとする。

4 委員は再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。